McObject エンドユーザー使用許諾書

本機XA-V80、XA-V40、XA-V20には、McObject社のデータベースソフト（以下本ソフトといいます）が搭載されています。本ソフトの使用条件等は以下のとおりです。

1. 著作権

本ソフトに関する著作権等の知的財産権は、McObject LLC（"McObject"）またはそのライセンサーに帰属するものです。日本ビクター（以下弊社）はMcObjectとのライセンス契約に基づき本ソフトを配布する正当な権限を有しています。本ソフトは、日本、アメリカ合衆国およびその他の国の著作権法ならびに関連する条約によって保護されています。

2. 権利の許諾

お客様は、本契約の条項に従って、本機上でのみ本ソフトを使用する非独占的な権利を本契約に基づき取得します。

3. 制限事項

お客様は、いかなる方法によっても、本ソフトの改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルをすることはできません。ただし、適法で認められる場合はこの限りではありません。

お客様は、本契約書に明示的に許諾されている場合または適法で認められる場合を除いて、本ソフトを全部または一部であるかを問わず、使用、複製することはできません。

お客様には本ソフトを使用許諾する権利はなく、またお客様は本ソフトを第三者に販売、貸与またはリースすることはできません。

4. 非保証

本ソフトは、一切の保証なく、現状で提供されるものであり、本ソフトの満足度、性能、正確性または成果（無過失を含みます）等、本ソフトに関して発生するいかなる問題も、お客様の責任および費用負担により解決されるものとします。また本ソフトによりお客様がお楽しみになっていることを妨げられたり、または侵害された場合も、一切の保証はありません。

5. 責任の制限

McObject、弊社および本ソフトの作成・提供に係ったいかなる者も、本契約その他いかなる場合においても、本ソフトに関連する間接、特別または付随的損害（逸失利益を含みます）（損害発生につきMcObject、弊社らが予見し、または予見し得た場合を含みます）について、一切責任を負いません。お客様は、本ソフトの使用に関連して第三者からお客様になされた請求に関連する損害、損失あるいは責任より弊社、McObjectおよびそれらの役員、従業員ならびに代理人を免責し、保証するものとします。

6. 契約期間

本契約は、お客様によって本機上の本ソフトが使用開始された日を以て発効し、次によって終了されない限り有効に存続するものとします。お客様が本契約のいずれかの条項に違反したときは、弊社は、お客様に対し何らの通知、催告を行うことなく直ちに本契約を終了させることができます。その場合、弊社は、お客様の違反によって被った損害をお客様に請求することができます。なお、万一、本契約が終了したときには、お客様は本ソフトの使用を中止しなければならず、さらには本機に組み込まれた本ソフトをお持ちになることはできません。

7. 輸出管理

お客様は、本ソフトに適用される輸出管理についてのあらゆる法令規則を遵守することに同意するものとします。

8. その他

(1) 弊社の正当な代表者が署名した書面による場合を除き、本契約のいかなる修正、変更、追加、削除その他改変も無効とします。

(2) 本契約のいずれかの規定が日本国の法律で無効とされた場合も、残りの規定は依然有効とします。

(3) 本契約は日本国法を準拠法とします。本契約に関連または起因する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決するものとします。

LVT1932-001A